5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
内山隆之
福岡県久留米市田主丸町地徳2282
高尾保徳
福岡県久留米市田主丸町菅原1558
今村幹雄
福岡県久留米市田主丸町船越994－1
倉富洋一
福岡県久留米市田主丸町森部1141－2
7　出願公表の年月日　平成25年10月8日

1　品種登録の番号　第25590号
2　品種登録の年月日　平成29年1月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Lechenaultia R. Br.
4　登録品種の名称　メルセレソ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
内山隆之
福岡県久留米市田主丸町地徳2282
高尾保徳
福岡県久留米市田主丸町菅原1558
今村幹雄
福岡県久留米市田主丸町船越994－1
倉富洋一
福岡県久留米市田主丸町森部1141－2
7　出願公表の年月日　平成26年1月8日

1　品種登録の番号　第25591号
2　品種登録の年月日　平成29年1月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Viburnum opulus L.
4　登録品種の名称　里の光（さとのひかり）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304－524
7　出願公表の年月日　平成25年2月1日

1　品種登録の番号　第25592号
2　品種登録の年月日　平成29年1月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Viburnum opulus L.
4　登録品種の名称　里の環（さとのわ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304－524
7　出願公表の年月日　平成25年2月1日

1　品種登録の番号　第25593号
2　品種登録の年月日　平成29年1月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　黒いベール（くろいべーる）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
米山孝之
山梨県甲府市落合町1254番地
米山夫佐子
山梨県甲府市落合町1254番地
7　出願公表の年月日　平成27年3月2日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字土会平六二九、六三一、六六四、六六六、六七三から六七五まで、六七七の一

二　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土会平六二九・六七三・六七五・六七七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

一　（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
盤渓川

（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和五十四年建設省告示第九百九十号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から二十七号を順次結んだ線及び標柱一号と二十七号に囲まれた土地の区域

北海道札幌市中央区盤渓
五〇一番一　一号
五〇二番　二号
五〇五番　三号、九号及び十号
五〇八番一八七　四号、六号、七号及び十一号
五〇七番　五号
四五七番一　八号
四五〇番一地先道路敷　十二号から十七号まで
四五〇番一　十八号
四五二番　十九号から二十一号まで

四五二番地先河川敷　二十二号
四四〇番　二十三号から二十七号まで

二　（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蒜沢川

（二）　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道函館市桔梗町
四五三番五　一号から三号まで